

外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の選出について

1 経緯

ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックの開催等に伴う訪日外国人の増加に伴い、訪日外国人等が安心・安全に医療を受けられる環境を整備するため、厚労省と観光庁の連名で「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を選出するよう都道府県に依頼があった。（平成31年3月26日付け）

2 選出する医療機関

- ① 「外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関」
 - 選出件数：都道府県で1箇所以上
 - 選出される医療機関：二次以上の救急医療機関
 - 言語対応：多言語での対応が可能なこと
- ② 「外国人患者を受入れ可能な医療機関」（診療所・歯科診療所も含む）
 - 選出件数：全ての二次医療機関において1箇所以上
 - 選出される医療機関：医療機関（診療所・歯科診療所も含む）
 - 言語対応：多言語での対応が可能なこと

①、②とも選出の対象となる医療機関

- ・ 在日外国人を診療する医療機関
- ・ 観光目的の訪日外国人を診療する医療機関

※ 医療目的の訪日外国人を診療する医療機関は除く

選出された医療機関は厚生労働省と観光庁（日本政府観光局(JNTO)等のウェブサイトにおいて公開予定

3 県の対応

(1) 選出方針

国が示した選出要件は、既に観光庁がリスト化している「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」の選出要件をベースとしていることから

- ① 「外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関」
 - ⇒ 観光庁の「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」に登録されている83施設のうち、二次以上の救急医療機関に該当する45施設
- ② 「外国人患者を受入れ可能な医療機関（診療所・歯科診療所含む）」
 - ⇒ 残りの38施設

以上を選出の基本ベースとしつつ、83施設以外の医療機関の意向を確認するため、県医師会、県病院協会、県歯科医師会に募集周知を依頼

(2) 取組状況

- 4 月 中：3団体に対し選出方針の了解を得る
- 4 月 26 日：3団体へ募集周知（6/7 期限）
- 〃：県 HP にて県内医療機関に募集周知
- 5 月 7 日：観光庁リスト登録機関（83 施設）に対する意向確認（6/7 期限）